

# 感染拡大防止等の支援 概要

第三次補正予算で追加!

\* 国による直接執行

\* 目的

医療機関・薬局等における感染拡大防止対策等に要する費用を補助することにより、それぞれの機能・規模に応じた地域の役割分担の下で、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供することができる体制の確保を図る。

\* 交付対象

院内等で感染拡大を防ぐための取組を行う、**保険医療機関**。

\* 対象経費

(詳細:P3へ)

**令和2年12月15日から令和3年3月31日**までにかかる新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用。

\* 補助基準額

(上限額)

**25万円** (無床診療所(医科・歯科))

\* 申請書の提出

(詳細:P4・5へ)

**令和3年2月4日～2月28日**(当日消印有効)



# 対象経費について

令和2年12月15日から令和3年3月31日までにかかる感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用

(従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く)

※ 二次補正予算による「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」対象経費と同じです。

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業の補助対象となりうる経費の例

科目	具体例
需用費	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 日常業務に要する消耗品費（固定資産に計上しないもの）</li><li>・ 日常診療に要する材料費（衛生材料、消毒薬など） ※直接診療報酬等を請求できるものは対象外</li><li>・ 換気のための軽微な改修（修繕費）</li><li>・ 水道光熱費、燃料費</li></ul>
役員費	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 電話料、インターネット接続等の通信費</li><li>・ 医療施設・設備に係る火災保険、地震保険、動産保険の保険料</li><li>・ 休業補償保険の保険料</li><li>・ 受付事務や清掃の人材派遣料で従前からの契約に係るもの</li></ul>
委託料	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 受付事務や清掃の外部委託費で従前からの契約に係るもの</li></ul>
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 既存の診療スペースに係る家賃</li><li>・ 既存の医療機器・事務機器のリース料</li></ul>



Q:HEPA フィルターの付いていない空気清浄機や、医療用でない一般用の空気清浄機の購入費用も、補助の対象になる？

A:HEPAフィルターの有無や、医療用か一般用かどうかで補助対象の適否の別を設けることなく、幅広く補助の対象となり得ます。



# 申請手続 ①

国が直接交付を行う事業となっているため、申請先は国（厚生労働大臣）となります。

\* 申請書様式のダウンロード(申請書記載例も掲載)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_16443.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16443.html)

## \* 必要書類

### 【申請する経費の支出が全て終わっている場合】

①交付申請書(第5号様式) ②申請書の別紙 ③厚生労働省への請求書  
(以上は上記HPからダウンロードしてください。)

④(「診療・検査医療機関(仮称)」の場合のみ)

「診療・検査医療機関(仮称)」として都道府県から指定を受けたことを証明する書類  
(都道府県の指定通知書等)

⑤申請する経費に係る領収書等の支出額が分かるもの(写し)



### 【申請する経費の支出が終わっていない場合】

①交付申請書(第3号様式) ②申請書の別紙 ③厚生労働省への請求書  
(以上は上記HPからダウンロードしてください。)

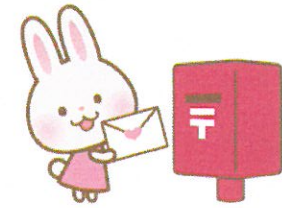
④(「診療・検査医療機関(仮称)」の場合のみ)

「診療・検査医療機関(仮称)」として都道府県から指定を受けたことを証明する書類  
(都道府県の指定通知書等)





## 申請手続 ②



### \* 申請書等の提出

住所: 〒119-0397 銀座郵便局留  
郵送してください。➡宛先: 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・  
医療提供体制確保支援補助金担当 宛

### \* 提出期限

令和3年2月28日(当日消印有効)

令和2年度事業の申請期限に申請が間に合わない医療機関等への対応は令和3年度に実施予定です。(今回の執行期間が短いため令和3年度に繰り越しすべく調整中)

申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算で申請することも可能。  
概算で申請した場合、事業終了後に実績報告が必要となるため、  
領収書等の証拠書類を保管しておいてください。

### \* 申請に関する相談等連絡先

厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター  
電話:0120-336-933(平日9:30~18:00)





# 感染拡大防止等の支援 Q&A

Q: 対象期間中であれば、複数回の申請が可能ですか？

A: 申請は各施設で**1回のみ**です。

Q: 振り込まれるまで何日程度かかりますか？

A: 申請書の受付から振込までは、申請書に不備がない場合、**おおむね1か月程度**を見込んでいます。



Q: 補助の対象となる**機器・備品1台の購入価格**に上限はありますか？

A: 補助の対象となる**機器・備品1台の購入価格に上限は定めていません。**



Q: 一法人に付きでしょうか？ 一診療所に付きでしょうか？  
(法人でいくつか診療所を持っているのですが、診療所毎に申請できますか？)

A: 2次補正と同様に、法人ごとではなく、**診療所ごと**になります。

Q: 対象となる物品で「リモート診療用のPC」は認められるの？

A: 院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となり「**リモート診療用のPC**」も対象となります。